

茨城県医師会会費賦課徴収について

会費

(単位:円)

区 分	会費年額	第1期 (4月～5月) 5月徴収	第2期 (6月～7月) 7月徴収	第3期 (8月～9月) 9月徴収	第4期 (10月～11月) 11月徴収	第5期 (12月～1月) 1月徴収	第6期 (2月～3月) 2月徴収
A 会 員	A 1	70,000	12,000	12,000	12,000	12,000	11,000
	A 2	100,000	17,000	17,000	17,000	17,000	16,000
	A 3	130,000	22,000	22,000	22,000	22,000	21,000
	A 4	160,000	27,000	27,000	27,000	27,000	26,000
	A 5	190,000	32,000	32,000	32,000	32,000	31,000
	A 6	230,000	38,500	38,500	38,500	38,500	38,000
B 会員	25,000	5,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
C 会員	13,000	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,000

会費基準

区 分	
A 1	前々年の総所得金額が300万円未満の者
A 2	〃 300万円以上 400万円未満の者
A 3	〃 400万円以上 800万円未満の者
A 4	〃 800万円以上 1,200万円未満の者
A 5	〃 1,200万円以上 1,600万円未満の者
A 6	〃 1,600万円以上の者及び法人の管理者である会員
B	勤務医, その他
C	筑波大学, 東京医科大学茨城医療センター医師会所属の会員

- (注) 1. 年度の途中において入会した場合は、入会月の属する期より徴収する。  
 2. 法人の管理者である会員(医療法人、会社病院、その他の法人病院)については原則として A 6 とする。但し法人が欠損の場合は個人所得を基に理事会において決定する。